令和4年

五所川原市教育委員会 第 3 回 定 例 会 提案事件綴

五所川原市教育委員会

1	議案第	6 号	臨時代理の承認を求めることについて(令和4年度五	Р	1
			所川原市一般会計予算(教育予算))		
2	議案第	7号	令和4年度五所川原市の教育の目標と取組について	Р	2
3	議案第	8号	工事の計画について	Р	3
4	議案第	9 号	五所川原市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の	Р	5
			適切な管理等に関する規則の制定について		
5	議案第1	0号	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部	Р	7
			を改正する規則の制定について		
6	議案第1	1号	五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委	P 1	0
			員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定に		
			ついて		
7	議案第 1	2号	五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について	P 1	4

議案第6号

臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の 規定により別冊のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を 求める。

令和4年3月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

令和4年度五所川原市一般会計予算(教育予算)

提案理由

令和4年度五所川原市一般会計予算案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第7号

令和4年度五所川原市の教育の目標と取組について

令和4年度五所川原市の教育の目標と取組について別冊のとおり定めるものとする。

令和4年3月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

令和4年度における五所川原市の教育の振興を推進するため、五所川原市の教育の目標 と取組を定める。

議案第8号

工事の計画について

令和4年度に実施する500万円以上の工事の計画を次のとおり策定する。

令和4年3月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、工事の計画を策定するため提案するものである。

500万円以上の工事の計画について(令和4年度)

0007.			
	事業名	金木小学校大規模改造事業	(教育総務課)
	事業説明	五所川原市学校教育系施設整備計画に基づき、市内学	交施設の長寿命
1	尹未 就切	化を計画的に実施するため、金木小学校の大規模改造工	[事を実施する。
1	令和4年度事業予算額	198, 788千円	
	うち500万円以上の 工事請負費	194, 454千円	
	事業名	小学校トイレ改修事業	(教育総務課)
2	事業説明	児童が安心してトイレを利用できる教育環境の改善を図校、東峰小学校に設置されている和式トイレを洋式トイレを実施する。	
	令和4年度事業予算額	47,837千円	
	うち500万円以上の 工事請負費	43, 441千円	
	事業名	ふるさと交流圏民センター整備事業	(社会教育課)
3	事業説明	平成6年に開館したふるさと交流圏民センターの長寿命化 台機構(大・小ホール操作制御部等)の改修を行う。	どを図るため、舞
3	令和4年度事業予算額	75, 258千円	
	うち500万円以上の 工事請負費	65, 450千円	
	事業名	金木運動公園施設事業	(社会教育課)
4	事業説明	金木運動公園のテニスコートについて、経年劣化によるひているコートの修繕に合わせて、ナイター照明のLED化を	
1	令和4年度事業予算額	15, 448千円	
	うち500万円以上の 工事請負費	8, 815千円	
	事業名	嘉瀬スキー場整備事業	(社会教育課)
5	事業説明	嘉瀬スキー場の施設・設備について、経年劣化が著しいた 一の交換、リフト原動部塗装、リフト小屋整備、既存照明の 修を行う。	-
	令和4年度事業予算額	21, 587千円	
	うち500万円以上の 工事請負費	19, 899千円	

議案第9号

五所川原市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の 制定について

五所川原市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次の とおり定める。

令和4年3月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、実効性のある形で 時間外労働時間の上限を定めることが重要であるため、制定するものである。 五所川原市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年青森県条例第49号)第7条の規定に基づき、五所川原市立小学校及び中学校の教育職員(同条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。)(以下「教育職員」という。)が正規の勤務時間(同条例第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限等)

- 第2条 五所川原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。)第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - (1) 1月について45時間
 - (2) 1年について360時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
- (1) 1月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務 を行う月数について6月

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年8月31日までの間における第2条第2項第3号の規定の適用については、 同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間(令和4年4月以後の期間に限る。)」 とする。

議案第10号

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のとおり定める

令和4年3月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

組織の改編及び分掌事務の見直しに伴い、当該規則の一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則(平成17年五所川原市教育委員会規則 第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の表中

社会教育課		社会教育係、文化係、スポーツ振 興係
	少年相談センター	
学校教育課		指導係、学務係

を「

Γ

社会教育課		社会教育係、文化係
	スポーツ振興室	
	少年相談センター	
学校教育課		指導係、学務係
	子どもいじめ相談室	

に改める。

第2条の表社会教育課の部少年相談センターの款の前に次のように加える。

スポーツ振興室

- (1) スポーツの振興及びレクリエーションに関すること。
- (2) スポーツの調査、研究及び統計に関すること。
- (3) スポーツ推進委員に関すること。
- (4) 中学生以下の各種競技会派遣費の補助に関すること。
- (5) 体育施設の建設及び整備計画に関すること。
- (6) 体育用備品の貸出しに関すること。
- (7) 国民体育大会に関すること。
- (8) 五所川原市体育施設設置条例(平成17年五所川原市条例第209号)に規定する体育施設に関すること。

- (9) 前各号の掲げるもののほか、スポーツに関すること。
- 第2条の表社会教育課の部スポーツ振興係の項を削る。
- 第2条の表学校教育課の部に次のように加える。

子どもいじめ相談室

- (1) いじめ防止に関すること。
- (2) 児童生徒、保護者等からのいじめ等の相談に関すること。
- (3) いじめ問題専門委員会等に関すること。
- (4) いじめの防止や虐待に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

第7条中「教育総務室」の次に「、スポーツ振興室及び子どもいじめ相談室」を加える

第10条第1項及び第11条第1項中「指導課」を「学校教育課」に改める。

- 8 -

附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第11号

五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部 を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和4年3月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

特に緊急を要するときの代決の見直し及び組織の改編に伴い、当該訓令の一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部 を改正する訓令

(五所川原市教育委員会処務規程の一部改正)

第1条 五所川原市教育委員会処務規程(平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号) の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会○達記号の表中

市浦教育総務室 五教委達(教市総室)

を 「

> 市浦教育総務室 五教委達(教市総室) スポーツ振興室 五教委達(教ス) 子どもいじめ相談室 五教委達(教い)

に改める。

別表第2教育委員会○指令記号の表中

市浦教育総務室 五教委指令(教市総室)

を「

市浦教育総務室 五教委指令(教市総室) スポーツ振興室 五教委指令(教ス) 子どもいじめ相談室 五教委指令(教い)

に改める。

別表第2教育委員会○収発記号の表中

市浦教育総務室 五教市総室発(収)

を

市浦教育総務室 五教市総室発(収) スポーツ振興室 五教ス発(収)

子どもいじめ相談室 五教い発(収)

に改める。

(五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部改正)

第2条 五所川原市教育委員会事務専決代決規程(平成17年五所川原市教育委員会訓令 第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「規定する課長補佐」の次に「、中央公民館次長、学校給食センター

次長及び図書館次長」を加える。

第2条第7号を次のように改める。

- (7) 課内室の次長 運営規則第9条第1項に規定する次長をいう。
- 第3条中「(以下「課長等」という。)」を削る。
- 第4条から第6条までを次のように改める。

(教育長の事務の代決)

第4条 教育長が不在のときは部長が、教育長及び部長が共に不在の場合で特に緊急を要するときは、その事務を主管する課長(以下「主管課長」という。)がその事務を代決する。

(部長の事務の代決)

第5条 部長が不在のときは主管課長が、部長及び主管課長が共に不在の場合で特に緊急を要するときは、その事務を主管する課長補佐(以下「主管課長補佐」という。)がその事務を代決する。ただし、その事務を課内室が主管している場合にあっては、部長及び主管課長が共に不在のときは、その事務を主管する課内室の室長(以下「主管室長」という。)がその事務を代決する。

(課長の事務の代決)

第6条 課長が不在のときは主管課長補佐が、課長及び主管課長補佐が共に不在(課長補佐を置かない場合を含む。)の場合で特に緊急を要するときは、当該事務を担当する係長がその事務を代決する。ただし、その事務を課内室が主管している場合にあっては、課長が不在のときは主管室長が、課長及び主管室長が共に不在の場合で特に緊急を要するときは、当該事務を担当する課内室の次長がその事務を代決する。

第8条第1項中「並びに第5条及び第6条」を「及び第5条から第7条まで」に、「次長」を「課内室の次長」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1項を加える。

(課内室長の事務の代決)

第7条 課内室の室長が不在のときはその事務を主管する課内室の次長が、課内室の室 長及び課内室の次長が共に不在(課内室の次長を置かない場合を含む。)の場合で特 に緊急を要するときは、当該事務を担当する係長がその事務を代決する。

別表第2特定専決事項の表中

社会体育施設関	重要なもの 社会体育施設関
係機関連絡調整	係機関連絡調整
学校体育施設開	学校体育施設開
放事業に係る開	放事業に係る開
放の決定	放の決定

を

スポーツ振	社会体育施設関	重要なもの	社会体育施設関
興室	係機関連絡調整		係機関連絡調整
	学校体育施設開		学校体育施設開

放事業に係る	開
放の決定	

放事業に係る開 放の決定

に改める。

附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号

五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について

次の者を五所川原市文化財保護審議会委員として委嘱したいので、教育委員会の同意を 求める。

令和4年3月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

五所川原市文化財保護条例第5条の規定に基づき、五所川原市文化財保護審議会委員の 委嘱について、同意を求めるため提案するものである。